

エコマーク商品類型No.101「かばん・スーツケースVersion1.10」認定基準書

C.布製かばん

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

“かばん”は、旅行や通勤・通学などで毎日のように使用される、消費者にとって非常に身近な製品である。本商品類型は、環境に配慮した材料を使用した“かばん”にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、もって国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。

2. 適用範囲

外面積（取っ手その他の付属品が取り付けられていない状態における外面（たれで被覆される部分を除く））の 70%以上が布製または織物製のかばんであって、「日本標準商品分類」に基づく「袋物」、「旅行用かばん（スーツケースを除く）」、「事務用かばん」、「学生かばん」、「スポーツ・レジャー用かばん」、「楽器用ケース」、「光学機器・ラジオ用ケース」、「職業用かばん」、「その他のかばん」のうち、別表1に示す製品。ただし、布製ショッピングバッグ、トートバッグは分類 B.で取り扱う。

3. 用語の定義

処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
長期使用設計 (ロングライフ デザイン)	耐久性や機能の向上によって、消費者が製品を使用できる期間を延長することで、結果として資源及び廃棄物の削減（リデュース）につながる設計。
リサイクル	マテリアルリサイクルおよびケミカルリサイクルをいう。エネルギー回収（サーマルリサイクル）は含まない。
付属品	持ち手、肩掛けベルト、キャスター、内装用品をいう。
リサイクル繊維	プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材からリサイクルされた繊維。リサイクルの方法により、反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維、その他のリサイクル繊維（故繊維から

	直接に撚糸、裁断、裂き織りなどによりリサイクルされた繊維)がある。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステルなどの合成樹脂または合成繊維の再生原料から、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。
ポリマーリサイクル繊維	合成樹脂または合成繊維の再生原料を、再生処理フレークまたはペレットなどを利用してポリマー構造を変えずにリサイクルした繊維。
プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ素材	使用後に廃棄されたPETボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。
バイオマス	もともと、生態学で生物(bio)の量(mass)を示す用語である。本認定基準では、化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源のことをいう。
バイオマス合成繊維	バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維。
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するバイオベース合成ポリマーからなるプラスチックで、原料として植物を使用するプラスチックは、植物由来プラスチックともいう。ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)、およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)などがある。 ※ISO16620-2またはASTM D6866 に規定される14C法によるバイオベース炭素含有率が確認できるもの。
バイオベース合成ポリマー含有率	製品(または認定の基準で指定する部分)に占めるバイオマス合成繊維に含まれるバイオマス原料分の比率。ISO 16620-1 3.1.5に定義されるbiobased synthetic polymer contentを指す(原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product)。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、商品類型No.104「家庭用繊維製品Version2」の認定商品であって、本認定基準で再審査を受ける場合には、該当する基準項目のうち4-1.(3)におけるホルムアルデヒド試験の結果、および4-2.(10)における品質試験の結果の証明書は、既認定商品と変更が無い場合に省略できる。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1)製品は、別表2「長期使用設計チェックリスト」において、10ポイント以上の項目に適合すること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。および別表2「長期使用設計チェックリスト」へ必要事項を記入し、必要な添付資料を添えて、提出すること。

(2)製品の各種加工（防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、表1の基準値に適合すること。

抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマークなどの認証を受けていること。

表1 繊維製品加工剤の基準

物質名	基準値	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルすず化合物	検出されないこと	厚生省令34号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン DTTB	30ppm以下	厚生省令34号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
APO TDBPP ビス(2・3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	検出されないこと	厚生省令34号	防炎剤、難燃加工剤が使用されている製品
PFOS PFOA	1 μ g/m ² 以下	CEN/TS15968:2010 ISO25101 OekoTex	フッ素系撥水剤、はっ油剤、防汚加工剤が使用されている製品
DEHP/ DBP/ BBP/ DNOP/ DINP/ DIDP	0.1wt%以下	EN15777:2009 厚生省告示370号 OekoTex	乳幼児用製品でプリントがされている製品

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、申込者または製造事業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、表1の対象物質の不使用を確認できる安全データシート、または試験結果などの証明書類を提出すること。抗菌剤を使用する場合は、SEKマークなどの認証を受けてい

ることを示す書類を提出すること。

- (3) 製品のホルムアルデヒドの含有は、対象製品ごとに表2の基準値に適合すること。

表2 ホルムアルデヒドの含有基準 *1…直接肌に触れる可能性の高い製品

物質名	対象製品			試験方法
	乳幼児 (24ヶ月未満)	成人 (皮膚接触*1)	成人 (その他)	
ホルムアルデヒド	検出せず	75mg/kg 以下	300mg/kg 以下	厚生省令第34号 ISO/TS 17226 DIN 17226

【証明方法】

製品のホルムアルデヒドの含有について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

- (4) 製品に使用する染料、顔料において、別表3の①、②、③に定める染料・顔料、およびクロムを処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。染色工場（原着、プリント含む）による当該物質の不使用証明書、あるいは試験結果を提出すること。「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準（日本繊維産業連盟）」に準拠し、小付属を除く全ての繊維材料について、サプライチェーンの各段階において別表3の①、②、③に定める染料・顔料およびクロムの不使用を不使用宣言または試験結果などの書面により確認し、トレーサビリティを明確にして管理を行っている場合は、申込者または製造事業者による管理方法を説明する証明書（確認書類のサンプルを含む）でもよい。

- (5) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1)工場が立地している地域に係する環境法規等の一覧
 - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3)記録文書の保管について定めたもの
 - 4)再発防止策(今後の予防策)
 - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (6) 製品は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチック(本項では、繊維としての樹脂を含む)を使用していないこと。

【証明方法】

製品について、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無を付属証明書に記載すること。

- (7) 包装に使用されるプラスチック材は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用のないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する1販売単位をさす。

【証明方法】

包装について、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無を付属証明書に記載すること。

- (8) 申込者は、エコマーク認定製品の長期使用のための体制を整備していること。体制の整備として、以下の要件を満たすこと。
- ・製品は機能回復のための修理(把手、ファスナー、裏地などの補修や交換など)が可能であり、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと。また、その情報提供を行っていること。
 - ・ボタンなど付属品の交換システム(交換サービスは除く)が整っていること。また、その情報提供を行っていること。

【証明方法】

以下の内容をユーザに情報提供する文書（取扱説明書、カタログなど）を提出すること。

- ・ 申込者が発行する、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと
- ・ ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること

- (9) 把手、ファスナー、肩掛けベルト部分に金属（鍍金を含む）を使用する製品は、使用する金属の種類および金属アレルギーに関する情報を取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに記載していること。

【証明方法】

上記の情報を記載した該当部分（写しでも可）を提出すること。

記載例；「この製品は、把手部分に金属を使用しています。金属は、体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがありますので、異常を感じたらご使用をおやめください（把手部分：チタン製）」

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (10) 製品の品質については、業界の自主的な規格などに適合していること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は別表1に示す対象製品毎で、かつ、ブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2007年8月27日	制定 (Version1.0)
2008年8月21日	改定 (4-1(8)環境法規遵守基準 Version1.1)
2009年4月28日	改定 (革に関する試験方法の追記 Version1.2)
2010年3月15日	改定 (用語の定義、革に関する試験方法など Version1.3)
2011年3月1日	改定 (マーク表示方法について Version1.4)
2011年11月1日	改定 (革に関する試験方法の変更 Version1.5)
2012年7月13日	改定 (5.(3)(4)削除 Version1.6)
2016年4月1日	改定 (革に関する証明方法の変更 Version1.7) 有効期限の延長
2017年4月1日	改定 (分類B～Eの改定 Version1.8)
2017年9月1日	改定 (マーク表示方法、分類B・C・EにおけるPFOA基準値の改定 Version1.9)
2019年4月1日	改定 (マーク表示方法)
2021年3月1日	有効期限の延長
2023年2月1日	改定 (植物由来の用語の変更、バイオマスプラスチック・バイオマス合成繊維の対象樹脂の拡大、プラスチック添加物・ハロゲン・抗菌剤に関する基準の統一化等 Version1.10)
2027年8月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 対象製品リスト

袋物	
ハンドバッグ *1	布製ハンドバッグ (79512) 天然植物繊維製ハンドバッグ (79517)
小物入れ *2	布製小物入れ (79522)
たばこケース	タバコケース (8132)
ファッションバッグ *3	布製ファッションバッグ (79542) 天然繊維製ファッションバッグ (79546)
その他の袋物	その他の袋物 (7959)
旅行用かばん	
トランク *4	その他のトランク (796129)
ボストンバッグ *5	織物製ボストンバッグ (796133) その他のボストンバッグ (796139)
トレインケース	その他のトレインケース (796149) *20
ショルダーバッグ *6	織物製ショルダーバッグ (796153) その他のショルダーバッグ (796159) *21
タウンバッグ *7	織物製タウンバッグ (796163)
事務用かばん	
ブリーフケース *8	その他のブリーフケース (796219)
書類入れかばん *9	その他の書類入れかばん (796229)
システムケース	その他のシステムケース (796249)
メンズバッグ	その他のメンズバッグ (796259)
その他の事務用かばん	その他の事務用かばん (79629)
学生かばん	
手提げかばん *10	織物製手提げかばん (796313)
肩掛かばん	織物製肩掛かばん (796321)
ランドセル	その他のランドセル (796339)
幼児用かばん	その他の幼児用かばん (796349)
うわばき入れ	その他のうわばき入れ (796359)
スポーツ・レジャー用かばん	
キャディバッグ *11	織物製キャディバッグ (796413)
ボウリングバッグ・ケース	その他のボウリングバッグ・ケース (796429)
スキーケース・バッグ *12	織物製スキーケース・バッグ (7964333)
ラケットケース・バッグ *13	その他のラケットケース・バッグ (796449)
リュックサック *14	織物製リュックサック (796453)
フィッシングバッグ *15	織物製フィッシングバッグ (796462)
アイスバッグ	織物製アイスバッグ (796472)
銃ケース *16	織物製銃ケース (7964913)
その他のスポーツ・レジャー用かばん	他に分類されないその他のスポーツ・レジャー用かばん (796499)
楽器用ケース	
管楽器ケース	その他の管楽器ケース (796519)
弦楽器ケース	その他の弦楽器ケース (796529)
打楽器ケース	その他の打楽器ケース (796539)
楽譜入れケース	その他の楽譜入れケース (796549)
光学機器・ラジオ用ケース	
ギャジットバッグ *17	その他のギャジットバッグ (796619)
双眼鏡ケース *18	その他の双眼鏡ケース (796629)
卓上電子計算機用・テープレコーダ用ケース	その他の卓上電子計算機用・テープレコーダ用ケース (796639)
ラジオ用ケース	その他のラジオ用ケース (796649)

職業用かばん	
工具用ケース *19	その他の工具用ケース (796719)
ドクターバッグ	その他のドクターバッグ (796729)
図のう	その他の図のう (796739)
車掌用かばん	その他の車掌用かばん (796749)
その他のかばん	
バスケット	その他のバスケット (796919)
宝石入れケース	その他の宝石入れケース (796929)
ネクタイケース	その他のネクタイケース (796939)
キーケース	その他のキーケース (796949)
ハットケース	その他のハットケース (796959)
他に分類されないかばん	他に分類されないかばん (79699)

- *1 ショルダーバッグ、クラッチバッグ及びポシェットを含む)
- *2 札入れ、がま口、名刺入れ、定期入れなど
- *3 紙製ショッピングバッグを除く
- *4 フットロッカー及びキャビントランクを含む
- *5 ゴルフバッグを含む
- *6 エアバッグを含む
- *7 トートバッグ、カジュアルバッグ、ビーチバッグ、ミニチュアバッグ及びバニティバッグを含む
- *8 ダレスケース、エレガントケース及びミッチケースを含む
- *9 ハンディケース、スピードケース及び引手ポートフォリオを含む
- *10 二本手を含む
- *11 クラブヘッドカバーを含む
- *12 スケートバッグを含む
- *13 バットケース及びボールバッグを含む
- *14 ナップサック、ボンサック及び狩猟用リュックサックを含む
- *15 釣竿ケースを含む
- *16 狩猟用を含む
- *17 カメラケースを含む
- *18 顕微鏡ケース及び望遠鏡ケースを含む
- *19 部品用ケースを含む
- *20 化粧ケースを含む
- *21 エアバッグを含む

別表2 長期使用設計チェックリスト

101V1基準C

チェック項目設定の考え方は、「解説」B-1項(5ページ)を参照ください

分類	No.	要求	対象	実現	獲得ポイント数	添付資料	ねらい
構造と縫製	1	本体のまとめの縫製は二度縫いがされているか。	本体部分	はい / いいえ	1	なし	糸のほつれ防止
	2	特に力が掛かりやすい部分は二度縫い、パター加工(棒状の補強縫製)、並縫いの途中の返し針、鉸・カシメ・リベット止めなどの補強がされているか。	把手やショルダーの付け根部分、ポケット部分	はい / いいえ	1	本書類に補強の内容を記入()	糸のほつれ防止
	3	縫合部の生地は、裁断面が表に出ないような縫製がされているか、あるいは縁を縫い付ける、パイピングを行うなどのほつれ防止対策がされているか。	本体の縫合部	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入()	糸のほつれ防止
	4	裏地の取付箇所は、補強縫製がされているか。	本体裏地の取付箇所	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入()	糸のほつれ防止
	5	ファスナーの取替え(縫い直し)を前提に設計がされているか。	本体のファスナー開口部	はい / いいえ	1	なし	修理の容易化
	6	磨耗しやすい部分は、他の部分より丈夫な生地を用いる、補強部材でガードするなどの対策がされているか。	本体部分(かど)、把手	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入()	長期使用の促進
	7	製造事業者(製品企画者を含む)は、申込製品の企画段階からフィールドテストを行い、不具合が発生しないか、不具合が出た箇所について対策を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	8	製造事業者(製品企画者を含む)は、高温・多湿などの過酷な条件下において、申込製品の耐久性試験を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	9	縫い目から生地が破断してしまわないよう、生地の材質に応じて、適正な縫い目のピッチ(間隔)で縫製を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	
材料の選択	10	表地の[x]%以上にリサイクル繊維、または再生プラスチックを使用しているか。	製品全体(表地)	X ≥ 50	3	製品質量割合証明書(記入表101-18A)および原料供給証明書(記入表101-5)	環境負荷低減効果
				X ≥ 40	2		
				X ≥ 20	1		
	11	表地の[x]%以上にバイオマス合成繊維、またはバイオマスプラスチックを使用し、バイオベース合成ポリマー含有率が[y]%以上であるか。	製品全体(表地)	X ≥ 25かつ Y ≥ 10	1	製品質量割合証明書(記入表101-18C)、原料供給証明書(記入表101-8)、記入表101-9(a)、記入表101-9(c) ※エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料の場合: 記入表101-9(b)	環境負荷低減効果
	12	ファスナーは、JIS S3015の強度規格を満足するものを採用しているか。	ファスナー	はい / いいえ	1	採用するファスナーがJIS規格に適合していることを証明する試験結果(JIS認定工場の写しでも可)	長期使用の促進
	13	ファスナーは、スライダーの交換が可能なものを採用しているか。	ファスナー	はい / いいえ	1	なし	修理の容易化
	14	縫製糸は、ナイロン糸や、番手の太いもの(20番以上)を採用しているか。	製品全体(主要部分)	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	15	生地は、たて糸・よこ糸の太さが太いものや、強撚糸ナイロン、アラミド繊維ナイロン(パルステックナイロン)など強度に優れたものを採用しているか。	製品全体(主要部分)	はい / いいえ	1	本書類に選択した材料を記入()	長期使用の促進
16	生地は、JIS L0849にもとづく摩擦染色堅牢度が乾燥・湿潤ともに3級以上のものを採用しているか。	製品全体(主要部分)	はい / いいえ	1	JIS L0849にもとづく試験結果(写しでも可)	長期使用の促進	
17	金具同士が擦れ合う箇所は、摩擦に強い金属(鉄など)を採用しているか。	肩ひもの取り付けフック部分など	はい / いいえ	1	本書類に選択した材料を記入()	長期使用の促進	
長期使用化	18	1年間以上(ランドセルについては、6年間以上)の長期保証制度が用意されているか。なお、長期保証制度は、保証開始日と保証期間、ならびに保証内容(保証対象となる部分、請求できる内容(修補請求など))を明確にしていることを条件とする。	製品全体	はい / いいえ	3	製品の長期保証制度の概要を説明する資料(品質保証書など)	長期使用の促進
				合計		ポイント ⇒ 判定:	適合・不適合

*10ポイント以上を適合と判定する

別表3

使用が禁止される染料リスト（繊維）

- ① 分解して下記の発がん性アミン類を生成する可能性があるアゾ系色素（JIS L 1940-1 およびJIS L 1940-3 (ISO24362-1、ISO24362-3、あるいはEN 14362-1、EN14362-2) により下記の芳香族アミンの検出値が30mg/kgを超えて検出されるもの）

CAS No	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

- ② 発がん性染料

CAS No	C.I.	
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I. DISPERSE ORANGE11	

- ③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
	C.I. DISPERSE BLUE 106	
	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
	C.I. DISPERSE ORANGE 37	
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500

3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
	C.I. DISPERSE BLUE 102	
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
	C.I. DISPERSE BROWN1	